

資料編

1. 条例・会議規則・規程・要綱

(1) 浦添市福祉のまちづくり条例

令和2年6月26日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の社会活動に参加することのできる福祉のまちづくりに関し、市の基本方針を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の推進について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協働して福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって優しさに満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた者その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (4) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての市民が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。
- (5) ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を作り上げることをいう。

(基本方針)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針を定める。

- (1) 全ての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 全ての市民が、自らの意思で自由に行動でき、安全かつ円滑に利用できる都市環境整備を推進すること。
- (3) 全ての市民の社会参加を促進すること。
- (4) 市、市民及び事業者が、主体者として関わることのできる環境の整備を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策を効果的に推進するため、国、県その他公共団体及び公共的団体との連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は相互に協力して、福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された施設、物品又はサービスの利用を妨げないよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は他の事業者等と協力して、福祉のまちづくりに取り組むと

ともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(調査研究及び情報の提供等)

第7条 市は、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な情報の収集に努め、調査及び研究を行うとともに、市民及び事業者に対して、その調査及び研究の結果の公表及び提供を行うものとする。

(表彰)

第8条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者を表彰することができる。

(福祉教育の充実)

第9条 市は、児童、生徒等が福祉のまちづくりへの理解を深め、思いやりのある心を育むことができるよう福祉のまちづくりに関する教育の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が、福祉のまちづくりに関し、自主的な活動に取り組むことができるよう生涯のあらゆる教育の場を通じて、多様な学習の機会の提供及び研修の充実に努めるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、福祉のまちづくりに関して必要な人材の育成に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関するボランティア活動その他の非営利活動に参加することを促進するとともに、ボランティア活動を実践できる環境の整備に努めるものとする。

(防災対策の推進)

第12条 市は、第1条の目的を達成するため、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、防災に関し、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、必要な施策の推進に努めるものとする。

(心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発を行うものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、市民及び事業者と一体となって福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(福祉のまちづくりの推進に関する審議)

第15条 福祉のまちづくりの推進に関して必要な事項は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)に規定する浦添市福祉保健推進協議会において審議するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(2) 浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

2 協議会は、福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(令元規則8・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等

(3) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(令元規則8・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。

3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令2規則50・追加)

(専門部会)

第8条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(令2規則50・旧第7条線下・一部改正)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平30規則7・一部改正、令2規則50・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則50・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和57年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成7年10月27日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第12号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月8日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月19日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年8月20日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市福祉保健推進協議会委員名簿

委員の任期：令和4年6月24日～令和6年6月23日まで

No.	氏名	役職等	委員
1.	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長	会長
2.	新垣 和歌子	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	副会長
3.	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	委員
4.	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長（内間自治会長）	〃
5.	与那覇 涼	うらそえ介護福祉士会 会長	〃
6.	儀間 優紀 肥谷 菊乃※	浦添市地域包括支援センター「さっとん」管理者	〃
7.	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	〃
8.	牧志 正人	一般社団法人浦添市身体障がい者福祉協会 会長	〃
9.	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長	〃
10.	比嘉 真也	社会医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長	〃
11.	稲垣 暁	災害ソーシャルワーカー	〃
12.	上原 毅 新川 みき※	浦添市学校保健会 会長	〃
13.	大濱 篤	一般社団法人浦添市医師会 理事	〃
14.	崎濱 秀海※	公益社団法人南部地区歯科医師会 浦添班長	〃
15.	比嘉 隼人	浦添市青年連合会 事務局長	〃
16.	仲座 スガ子	浦添市子ども会育成連絡協議会	〃
17.	宮里 ジュン 宮平 玲那※	浦添市立経塚児童センター 館長 浦添市立森の子児童センター 館長	〃
18.	森田 牧子 又吉 りつ子※	社会福祉法人浦添市社会福祉協議会 常務理事	〃
19.	鈴木 伸章	浦添市ボランティア連絡協議会 会長	〃
20.	瀬戸 建 渡名喜 守聖※	浦添商工会議所 総務課 課長 浦添商工会議所 専務理事	〃
21.	西銘 生弘	中部南保護区保護司会浦添市支部 保護司	〃

※団体の役職・役員変更等に伴う委員の変更

浦添市地域福祉計画策定専門部会 委員名簿

No.	氏名	役職等	委員
1.	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長	部会長
2.	西銘 生弘	中部南保護区保護司会浦添市支部 保護司	副部会長
3.	新垣 和歌子	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	委員
4.	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長（内間自治会長）	〃
5.	石原 宏紀	浦添市ボランティア市民活動支援センター	〃
6.	池原 千佳子	宮城ヶ原児童センター館長	〃
7.	新垣 耕憲	(有)あい保険工房 代表取締役	〃
8.	宜野座 富夫	浦西自治会自主防災会 会長（浦西自治会長）	〃

(3) 浦添市福祉保健推進本部設置規程

平成4年7月9日

訓令甲第18号

注 平成28年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 本市における福祉保健行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、浦添市福祉保健推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(平31訓令甲4・全改)

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉保健行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 福祉保健行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) その他福祉保健行政に必要な事項に関すること。

(平31訓令甲4・一部改正)

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉健康部長をもって充てる。
- 4 本部委員は、浦添市市政運営会議規程(平成10年訓令甲第3号)第13条第1項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。ただし、副市長及び福祉健康部長は除くものとする。

(平31訓令甲4・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ推進本部構成員以外の者を推進本部の会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(平31訓令甲4・一部改正)

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(平30訓令甲6・一部改正、平31訓令甲4・旧第7条繰上)

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(平31訓令甲4・旧第8条繰上)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令甲第7号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日訓令甲第22号)

この訓令は、平成12年12月26日から施行する。

附 則(平成18年12月22日訓令甲第25号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令甲第15号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日訓令甲第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日訓令甲第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日訓令甲第8号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日訓令甲第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令甲第20号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月27日訓令甲第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月14日訓令甲第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月25日訓令甲第4号)

この訓令は、平成31年2月25日から施行する。

第3条関係 組織構成

本部長	副市長
副本部長	福祉健康部長
委員	政策調整監、総務部長、財務部長、企画部長、西部開発局長、市民部長、経済文化局長、こども未来部長、都市建設部長、都市建設部参事、消防長、教育部長、指導部長、上下水道部長、議会事務局長

(4) 浦添市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(令和5年5月12日 市長決裁)
(令和5年6月6日 一部改正)
(令和5年6月30日 一部改正)
(令和5年7月13日 一部改正)

(設置)

第1条 地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、浦添市地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)にその結果を報告する。

- (1) 地域福祉計画に係る基本計画に関すること。
- (2) 地域福祉計画に係る実施計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか地域福祉計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

3 前項の規定により難いときは、委員長に命ぜられた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(書面による審議)

第6条 委員長は緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書および参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面で意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

(地域福祉計画作業部会)

第7条 委員会に、地域福祉計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。

3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 部会長は会務を総理し、作業部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

浦添市地域福祉計画検討委員会名簿

No.	氏名	所属	役職
1.	宮城 智枝子（委員長）	福祉健康部	部長
2.	久保田 道代（副委員長）	〃	福祉総務課長
3.	喜舎場 三弘	〃	福祉総務課主幹
4.	栗國 綱志	〃	障がい福祉課長
5.	宮城 高光	〃	いきいき高齢支援課長
6.	知念 亜希子	〃	いきいき高齢支援課主幹
7.	福原 雅史	〃	健康づくり課長
8.	津嘉山 朝之	〃	保護課長
9.	仲本 力	こども未来部	こども政策課長
10.	比嘉 寿樹	〃	こども未来課長
11.	盛本 克枝	〃	こども未来課主幹
12.	新里 優子	〃	こども家庭課長
13.	眞境名 究武	〃	こども家庭課主幹
14.	高原 尚紀	総務部	防災危機管理課長
15.	宮城 直哉	企画部	企画課長
16.	仲地 政直	市民部	市民生活課長
17.	富山 美那子	〃	市民協働・男女共同参画課長
18.	仲里 哲	市民部経済文化局	産業振興課長
19.	嘉手納 喜幸	都市建設部	都市計画課長
20.	砂川 伸	〃	建築指導課長
21.	山城 学	〃	建築営繕課長
22.	與那覇 政彦	〃	道路課長
23.	徳永 徹	〃	美らまち推進課
24.	川上 あけみ	教育部	社会教育推進課長
25.	手登根 広幸	指導部	学校教育課指導監
26.	金城 徹	〃	こども青少年課長
27.	砂川 恭成	消防本部	消防総務課長

浦添市地域福祉計画作業部会 名簿

No.	氏名	部署	所属	役職
1.	松田 香 (部会長)	福祉健康部	福祉総務課	管理係長
2.	與那城 政也 (副部会長)	〃	障がい福祉課	障がい福祉係長
3.	高嶺 朝洋	〃	福祉総務課	管理係主査
4.	河野 祐哉	〃	障がい福祉課	支援給付係長
5.	平良 昌代	〃	いきいき高齢支援課	介護給付係長
6.	平古場 裕子	〃	〃	介護給付係主査
7.	玉那覇 智子	〃	〃	予防支援係長
8.	前城 未来	〃	〃	在宅支援係長
9.	金城 美奈子	〃	〃	在宅支援係主査
10.	上間 泉	〃	〃	高齢福祉係長
11.	伊禮 輝	〃	健康づくり課	予防係長
12.	比嘉 秀太郎	〃	保護課	保護第1係長
13.	宮城 瞳	〃	〃	保護管理係主査
14.	平良 聡子	こども未来部	こども政策課	政策係長
15.	新垣 あつ子	〃	こども未来課	教育保育係主査
16.	谷成 加代子	〃	こども家庭課	母子父子係長
17.	野辺 将志	〃	〃	家庭相談係長
18.	屋比久 健太	〃	〃	家庭相談係主査
19.	島 幸市	総務部	防災危機管理課	防災危機管理係長
20.	新垣 尋也	企画部	企画課	企画係主査
21.	眞境名 利恵	市民部	市民生活課	市民生活係長
22.	大城 祐子	〃	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長
23.	金城 紅子	市民部経済文化局	産業振興課	雇用創生係長
24.	仲里 善文	都市建設部	都市計画課	都市交通企画係長
25.	知花 竹彦	〃	建築指導課	審査係技査
26.	大城 郷	〃	建築営繕課	計画工事係長
27.	親里 直幸	〃	道路課	工事係長
28.	神里 悦子	〃	美らまち推進課	公園みどり係長
29.	田場 尚子	教育部	社会教育推進課	社会教育協働係長
30.	玉城 正也	指導部	学校教育課	指導係長
31.	秋島 さおり	〃	こども青少年課	青少年係長
32.	根間 一英	消防本部	消防総務課	総務係長

2. 計画策定の経緯

	開催日	内 容
2022 年度	2月1日～ 2月24日	浦添市の福祉に関するアンケート調査
	3月16日	浦添市母子寡婦福祉会ヒアリング
	3月17日	浦添市老人クラブ連合会ヒアリング
	3月20日	浦添市自治会長会ヒアリング 浦添市民生委員児童委員連絡協議会ヒアリング
	3月24日	浦添市女性団体連絡協議会ヒアリング 仲西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	3月27日	神森中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 浦添中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	3月28日	浦西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 港川中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	3月29日	浦添市福祉保健推進協議会
2023 年度	4月6日	浦添市ボランティア連絡協議会ヒアリング
	5月16日	浦添市地域見守りネットワーク協力団体連絡会
	5月25日	第1回浦添市地域福祉計画検討委員会・作業部会
	5月29日	中部南保護区保護司会（浦添市支部）・沖縄県地域生活定着支援センターヒアリング
	6月～7月	第五次地域福祉計画及び第六次地域福祉活動計画の点検ヒアリング
	6月27日	仲西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 浦添中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	6月28日	神森中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	6月29日	浦西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 港川中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	7月11日	第1回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	7月21日	第2回浦添市地域福祉計画作業部会
	8月7日～ 8月26日	児童センター利用児童・生徒アンケート
	8月8日	第2回浦添市地域福祉計画検討委員会
	8月25日	第2回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	10月2日	第3回浦添市地域福祉計画作業部会
	10月16日	第3回浦添市地域福祉計画検討委員会
	10月24日	第3回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	11月1日	沖縄刑務所視察研修
11月10日	第1回浦添市福祉保健推進協議会	
11月20日	第1回浦添市福祉保健推進本部	

	開催日	内 容
2023 年度	1月9日	第4回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	1月16日～ 1月31日	パブリックコメント
	2月13日	第2回浦添市福祉保健推進本部
	2月19日	第3回浦添市福祉保健推進協議会*
	2月27日	浦添市福祉保健推進協議会より市長へ答申

※第2回浦添市福祉保健推進協議会は別の議題で開催

3. 用語解説

あ行

■アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族など、対象者の居る場所に積極的に出向いて働きかけること。「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味。

■インフォーマルサービス

地域のボランティアや近隣の支え合いなどの私的なサービスのことをいう。一方、各種機関、サービス事業所による公的なサービスはフォーマルサービスという。

■浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例（手話言語条例）

手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進を図り、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備を図り、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

■NPO（nonprofit Organization）

民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における民間の営利を目的としない社会活動団体のこと。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

■沖縄県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例。目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されている。

か行

■基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。また、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

■教育相談室「くくむい」

教育相談及び不登校児童生徒の定期相談(来所・電話・訪問)を行う。

■クラウドファンディング

ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのこと。大衆(crowd)と財政的支援(funding)を組み合わせた造語。クラウドファンディングの実施者は、インターネットを利用して不特定多数の人々に比較的低額の資金提供を呼びかけ、必要とする金額が集まった時点でプロジェクトを実行する。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

■権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が落ちてしまったり、意思無能力者のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ること。

■子育て世代包括支援センター

妊娠出産から子育て時期まで切れ目のないサポートを行い、あらゆる相談を受け付け、支援を提供する体制を構築することを目的としたセンターで、運営するのは各市区町村。

■こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能をもつ機関。妊産婦、こどもや保護者の意見や希望をできる限り確認したり汲み取ったりしつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践する専門職。

さ行

■自主防災組織

自然災害から地域を守るための住民による任意組織。災害対策基本法に規定されており、自治会組織単位でつくられることが多い。行政の一部という位置づけの消防団とは異なり、構成員はボランティアで、避難訓練や防災研修などの活動をする。

■市民後見人

一般市民による成年後見人であり、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった方に親族がいない場合に、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービスなどの法律契約を行う。

■自立支援室「ひなた」

遊び・非行傾向の不登校児童生徒に対する居場所として、学校や社会への適応促進を行う。

■住宅セーフティネット制度

平成 29 年 4 月に公布された住宅セーフティネット法の改正法が同年 10 月 25 日に施行され、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まった。

■障がい者自立支援協議会

地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関して中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。

■ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

■ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

■ ソーシャルビジネス

子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくりなどの社会的課題の解決を目的としたビジネス手法を活用した事業活動。

た行

■ 第2層生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。本市では第2層に「中学校区」を想定している。

■ 地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、障がい者と地域社会の交流促進など、様々な活動を支援する場。

■ 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

■ 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築をめざしている。

■ 地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

■ 地域見守りネットワーク事業

浦添市内の各団体または企業等のうち、浦添市及び浦添市社会福祉協議会と事業の協力に関して協定を締結した「見守り協力団体」と見守りネットワークを構築し、地域住民の見守り、安否確認、声かけ等への対応を行う事業。

■ 適応指導教室いまあじ

小集団の体験・学習活動を通じた集団生活への適応力向上、登校復帰に向けた支援を行う。

■ てだこ未来応援員

沖縄の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、平成 28 年度より実施している内閣府補助事業「沖縄子供の貧困緊急対策事業」における「子供の貧困対策支援員」の通称名。子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や地域等の様々な関係機関と情報の共有、連携を行い、課題を抱えた子どもに必要な支援につなげることや子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所づくりの担い手の確保を役割としている。

な行

■ 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

■ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を旨とした活動などのできる場所。

は行

■ バリアフリー

高齢者や障がい者・児の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

■ 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスをより質の高いものにするため、福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行うこと。結果は公表され、施設やサービスの利用者などもその情報を得ることができる。

■ 保護司

犯罪や非行によって保護観察を受けた者に指導・助言を行い更生の手助けする民間のボランティアで、法務大臣から委嘱をされている。

■ 母子保健推進員

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、市町村等の母子保健事業に積極的に協力し、市町村等が行う子育てサービスを妊婦や乳幼児をもつ母親などの対象者に紹介するなど、行政とのパイプ役として、また身近な相談者としての役割を担うボランティア。

ま行

■見守り SOS ネットワーク

認知症等の者が事前に本人情報を登録し、行方不明となった場合、同意にもとづき協力機関等へその情報を発信することで、早期発見・支援介入につなげるための情報連携ネットワーク。

■民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されている。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手。

や行

■ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体状況等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

4. 主な相談先

※2024（令和6）年2月末現在

（1）地域での生活に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
自治会	・自治会加入、行事、近隣住民などに関する相談。	※自治会によって異なります。	
民生委員児童委員連絡協議会	・民生委員・児童委員が日常生活に関する相談を受け付け。 ※各地区で担当者が決まっています。担当者の連絡先は右の連絡先から連絡協議会にお問い合わせください。	877-8278	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 ※土日、祝祭日、 12/29～1/3 は お休み。

（2）家庭や子育てに関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
家庭児童相談室 (浦添市役所2階)	・対象者：0歳～18歳未満のお子さん及び保護者、その他養育者などの関係者。 ・育児、子どもの心身の発達、学校生活、虐待、その他子どもに関する相談受け付け。	876-1707 (直通)	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00 来所受付は原則 16時まで ※祝日や年末年始 など閉庁日を除く。
女性相談室 (浦添市役所2階)	・夫や交際相手からの暴力(DV)。 ・結婚、離婚や異性のこと。 ・夫婦、親子、嫁姑、親族間のもめごと。 ・近隣、職場など対人関係のこと。 ・その他一身上のことなどの相談を受け付け。	874-0874 (直通)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 来所受付は原則 16時まで ※祝日や年末年始 など閉庁日を除く。
子育て世代包括支援センター うららん	・妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う窓口。 ・妊娠・出産・子育てについての相談を保健師や助産師が受け、情報提供や助言、保健相談を受け付け。 ・妊婦さんや産婦さんからの相談を受け付け。 ・妊娠中や産後の心身の健康状態育児、授乳に関する相談。	875-2100	予約受付：月～金 8:30～17:00 (要予約)

名称	対応内容	連絡先	対応日時
	<ul style="list-style-type: none"> ・電話での相談、保健相談センターでの来所相談（要予約）、ご自宅での相談（家庭訪問）。 ・ご本人だけではなく、配偶者、ご家族からの相談でも可能。 		
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）			
子育て支援センターていんさぐ (PARCO CITY 3階)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児をもつ親が気軽におしゃべり（情報交換）したり、子ども同士が遊んだりする場で、子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む）等に対する育児相談を受け付け。 ・0歳児から就学前までの子育てに関する相談を受け付け。 ・電話相談や面接のできる相談室有。 ※育児相談（予約制） （来所）毎週木曜日 13時～17時 （電話）月～日 17時まで	870-0874	【親子ひろば】 ※無料 月、火、木、金、土、日 10：00～17：00 ※毎週木曜日午後 は育児相談のため、 一般利用はお休み。 ※水曜日、祝日、慰 霊の日、年末年始 はお休み。 【木育ひろば】 ※有料 月～日 10：00～18：00 ※60分毎の完全入 れ替え制。

(3) 学校生活に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
教育相談室「くくむい」	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：本人、家族、その他どなたでも相談可能。 ・小中学生の様々な悩みや問題などを電話で受け付け。 ・電話での相談が難しい場合などは来所相談、訪問相談も実施。 	876-1296	月～金 9：00～12：00 13：00～17：00 ※祝日や年末年始 など閉庁日を除く。

(4) 高齢、障がい、介護、在宅医療に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
浦添市地域包括支援センター（お住いの地域（中学校区）によって担当のセンターが異なります）			
地域包括支援センター さっとん（浦添中学校区）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉等の様々な面から、総合的な支援を行うために地域ごとに設置された相談支援機関。 ・介護（予防）、認知症、虐待など高齢者やその家族の日常生活の困りごと、各種サービスの利用のしかたなどの相談を受け付け。 	877-3103	月～金 8：30～17：15 ※土日、祝日、慰霊の日及び12/29から1/3までを除く。 夜間休日の緊急連絡体制あり
地域包括支援センター ライフサポート （仲西中学校区）		875-2560	
地域包括支援センター ていだ（神森中学校区）		870-0150	
地域包括支援センター みなとん（港川中学校区）		876-3710	
地域包括支援センター ゆいまある（浦西中学校区）		917-5320	
障がい者（児）基幹相談支援センターてだこの森 （ピアラルうらそえ3階）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の生活全般における相談支援 ・相談支援事業者へ対しての専門的指導や助言、相談支援事業者の人材育成を行い、相談機関との連携強化 ・社会的に入院・入所を余儀なくされている方が地域で安心して生活できる体制整備によって、地域生活への移行や定着を推進 ・虐待や権利擁護に関する相談窓口としても機能。家庭や施設で虐待を受けている障がい者の相談支援・ご本人の代わりに各種契約などをサポート ・地域の関係者が集まり、個別事例から地域課題を抽出・共有し、その解決に向けて協議する自立支援協議会の運営 	942-7601	月～金 8：30～17：15 ※土日、祝祭日、12/30～1/3、6/23はお休み。 8/1は電話での対応のみ。
ピアサポートセンター ほと	<ul style="list-style-type: none"> ・主に身体障がい者（児）及びその家族等に対する相談支援等。 	879-7565	月～金 9：00～17：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
生活支援センターあおぞら	<ul style="list-style-type: none"> ・主に精神障がい者（児）及びその家族等に対する相談支援等。 	879-6644	月～金 9：00～18：00 土曜日 10：00～18：00
相談支援事業所ゆんたく	<ul style="list-style-type: none"> ・主な精神障がい者（児）及びその家族等に対する相談支援等。 	870-4789	月～金 9：00～17：00

名称	対応内容	連絡先	対応日時
相談支援事業所おりじん	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で困っていることや、福祉サービスの利用案内等、様々な相談を「基本相談」として受付け。 ・「計画相談」として、障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、その利用状況のモニタリング(評価、見直し)、サービス事業者等との連絡調整を行う。 ・ご自身がその人らしい生活をしていけるように、相談支援員と一緒に考えていきます。 	875-1270	月～金 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしー (浦添市医師会内)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口。 ・地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護に関する相談の受け付け。 ・退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や患者・利用者又は家族の要望を踏まえた地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介。 	894-2698	月～金 9：00～18：00 ※祝日や年末年始を除く。

(5) こころの相談、健康に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
保健相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から成人（妊産婦を含む）まで、ライフステージに応じた各種相談（来所・電話・訪問）を受付。 ・こころに関する悩みや医療受診などの相談を受け付け。 	875-2100 (直通)	月～金 8：30～11：00 13：00～17：00 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く。

(6) 生活に困ったとき、暮らし全般の相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
自立サポートセンターてだこ未来（浦添市役所1階）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：経済的に困窮している方（※生活保護受給者を除く）。 ・生活困窮者の早期発見、自立に向けた相談や支援を行う。 	875-5065 （直通）	月～金 8：30～12：00 13：00～17：00 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く
市民相談・消費生活相談室（浦添市役所1階）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談：月～金 9時～12時、13時～17時 ・消費生活相談：月・水・金 10時～12時、13時～16時 ・法律相談 (弁護士相談)：毎週（火） 14時～16時30分 要予約 (司法書士相談)：毎週（水） 14時～16時30分 要予約 ・行政相談：毎月第1・2・3・4（木） 4時～16時 	851-5059 （直通） ※相談予約	※祝日や年末年始など閉庁日を除く。
ふれあい福祉相談センター（浦添市社会福祉協議会内）	<ul style="list-style-type: none"> ①一般相談：月～金 9時～16時 ②弁護士相談：第1、第3水曜 10時～12時（要予約） ③司法書士相談：第2水曜 10時～12時（要予約） ④家計相談：第2火曜 10時～12時（要予約） ⑤カウンセリング相談：第2、第4土曜 13時～15時（要予約） 	870-1333 （直通）	予約受付：月～金 8：30～17：15

(7) 雇用や労働に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
浦添市ふるさとハローワーク（浦添市役所1階）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の職員が就職に関する相談に応じ、皆様の就職活動を積極的にサポート。 ・職業相談、求人情報の提供、就職支援セミナーなどの就職関連情報の提供を行う。 	876-0734 （直通）	月～金 9：30～17：00 ※12時～13時は窓口休み。端末操作は可能 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
ハローワーク窓口「就労支援コーナーてだこ」（浦添市役所3階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク職員が常駐し、働くことの不安・悩み・要望について、個別に相談しながら自分に合った仕事を見つけていく支援を行う。求人活動に関する相談。 	876-0710 （直通）	月～金 9：00～16：00 ※申し込みは随時受付。ただし、相談日時は予約制。

名称	対応内容	連絡先	対応日時
	・対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者。		※祝日や年末年始など閉庁日を除く。
地域若者サポートステーション相談窓口（浦添市役所1階 市民ロビー）	・対象者：15歳～49歳 若年無業者。 ご本人やそのご家族。 ・就労相談		毎月第4火曜日 14時～17時

（8）ボランティアに関する問い合わせ

名称	対応内容	連絡先	対応日時
ボランティア・市民活動支援センター（浦添市社会福祉協議会内）	・ボランティアに関する相談 ・ニーズに対する仲立ち、情報提供を行い、センターを拠点とした活動が円滑にできるよう支援。	877-8226 （代表）	月～金 8：30～17：15 ※土日、祝祭日、 12/29～1/3、6/23 はお休み。

てだこ・ゆいぐるプラン

第6次浦添市地域福祉計画
第7次浦添市地域福祉活動計画
第1次浦添市再犯防止推進計画

令和6年3月発行

浦添市役所福祉健康部福祉総務課
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1
TEL (098) 876-1234 (代表)
社会福祉法人浦添市社会福祉協議会
〒901-2103 沖縄県浦添市仲間 1-10-7
TEL (098) 877-8226 (代表)